第14号様式（第8条関係）
（その１）

平成 27 年分 収 支 報 告 書

（ふ り が な）ぜいりレによるさくらいあつをしえんするかい
１ 政治団体の名称 税理士による桜井充を支援する会

２ 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区上杉３丁目３番４８号 同心ビル

３ 代 表 者 の 氏 名 上杉 廣美

４ 会計責任者の氏名 大和田 伸二

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別） （ ）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 桜井 充
公職の種類（現職・候補者の別） 参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目） （ ）
公職の種類（現職・候補者の別） （ ）
公職の候補者の氏名（３人目） （ ）
公職の種類（現職・候補者の別） （ ）

事務担当者
※収支報告書の内容に関する問い合わせに応じられる方の氏名等を記入してください。
（氏名） 内出 琢也
（電話） 022-291-4318

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(注) ※本年の収入及び支出がともに，「0(ゼロ)円」で，かつ，資産等が全て「無」の場合は，(その1)，(その2)，(その17)，(その20)の4枚のみ必要となります。
※国会議員関係政治団体は，右側の「国会議員関係政治団体の区分，公職の候補者等の氏名」等の欄を記入願います。
※「資金管理団体の指定の期間」，「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」は年間を通して指定又は適用されていた場合は，記入は不要です。

受付印
収受
28 3 28
宮城県選挙管理委員会

※この欄は，記入不要です。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	照合	修正
サ	28 03 28	27	798	㋐	㋑	

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	15,361 円
(前年からの繰越額)	5,582
(本年の収入額)	9,779
支出総額	9,779
翌年への繰越額	5,582

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0 円
員数	0 人

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	9,779 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附		

（その７）

（１．２．３．のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	①．個人　２．法人・その他の団体　３．政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては，その名称)	金額	年	月	日	住所 (団体にあっては，主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては，代表者の氏名)	備考
	円						
この頁の小計	0						
その他の寄附	9,779						
合計	9,779						

※１　同一の者から年間５万円を超える寄附については，個別に記載してください。
　　ただし，「課税上の優遇措置」を受ける場合には，５万円以下であっても個別に記載する必要があります。
※２　寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して「年月日順」に記載し，その寄附者ごとに「計」を入れてください。
※３　「その他の寄附」と「合計」の欄は，「個人」，「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後の頁に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考（本部又は支部に対して供与した交付金）
1　経常経費	円	円
(1)　人件費		
(2)　光熱水費		
(3)　備品・消耗品費		
(4)　事務所費	9,779	
[redacted]		0
2　政治活動費	円	円
(1)　組織活動費		
(2)　選挙関係費		
[redacted]		ア～エまでの計 0
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　その他の事業費		
(4)　調査研究費		
(5)　寄附・交付金		
(6)　その他の経費		
[redacted]		0

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分　事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては，その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては，主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	9,779				
合計	9,779				

※1「資金管理団体」及び「国会議員関係政治団体」のみ記載すること。
※2「1件あたり5万円以上」の支出については，すべて個別に記載し，「5万円未満の支出」については，「その他の支出」に一括して記載してください。
※3「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分項目ごとに，最後の頁に記載してください。
※4「国会議員関係政治団体」は，「1件あたり1万円超」の支出について個別に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※各項目別区分の「有無」について，□にチェックをしてください。有にチェックした場合は，(その18)に項目別区分ごとに記載してください。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

平成２８年　３月 28 日

政治団体の名称　税理士による桜井充を支援する会

会計責任者の氏名　大和田　伸二　㊞

代表者の氏名　㊞
（解散時のみ記入すること）

※解散等の場合は，会計責任者と代表者の記名押印又は署名が必要です。（解散時以外は，代表者の記名押印又は署名の必要はありません。）
※「監査意見書」は，「政党の本部」，「政治資金団体」のみが提出し，「政党の支部」及び「その他の政治団体」は，不要です。
※「国会議員関係政治団体」は「政治資金監査報告書」を提出する必要があります。

政治資金監査報告書

平成２８年３月２７日

税理士による桜井充を支援する会
代表　上杉　廣美　殿

登録政治資金監査人　吉木正豪
登　録　番　号　第３８号
研修終了年月日　平成２０年１２月１７日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による桜井充を支援する会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、税理士による桜井充を支援する会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

税理士による桜井充を支援する会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、税理士による桜井充を支援する会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上